省　令

○法務省令第四十五号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）の規定に基づき、公証人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二十日

法務大臣　小泉　龍司

公証人法施行規則の一部を改正する省令

公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第十条　公証人は、手数料、送達に要する料金、登記手数料、日当及び旅費の標準額並びに執務時間及び急を要する場合には休日又は執務時間外でも嘱託に応ずる旨（指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）に基づく事務を除く。）を役場の見やすい場所に掲示するとともに、役場のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。	**第十条**　役場には、見やすい場所に、手数料、送達に要する料金、登記手数料、日当及び旅費の標準額並びに執務時間及び急を要する場合には休日又は執務時間外でも嘱託に応ずる旨（指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）に基づく事務を除く。）を掲示しなければならない。
第三十一条　削除	**第三十一条**　代理者又は公証人法第七十二条の兼務者は、その職務を行う役場の見易い場所に、代理者某又は兼務者某である旨を掲示しなければならない。 2　後任者又は公証人法第六十七条第一項の兼務者は、その職務を行う役場の見易い場所に、公証人某の後任者又は公証人某の取り扱った事務についての兼務者である旨を掲示しなければならない。但し、後任者のすべき掲示の期間は、一年とする。
第三十九条　法務局又は地方法務局の長は、少なくとも毎年一回当該法務局若しくは地方法務局に所属する公証人の保存する書類の検閲及び執務の状況の調査をし、又は当該法務局若しくは地方法務局に勤務する法務事務官にこれをさせ、その結果を速やかに法務大臣に報告しなければならない。	**第三十九条**　法務局又は地方法務局の長は、少なくとも毎年一回当該法務局又は地方法務局に所属する公証人の役場に臨み、その保存する書類の検閲及び執務の状況の調査をし、又は当該法務局又は地方法務局に勤務する法務事務官にこれをさせ、その結果を速かに法務大臣に報告しなければならない。

備考　表中の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省・国土交通省令第二号

地域再生法の一部を改正する法律（令和六年法律第十七号）の施行に伴い、厚生労働省・国土交通省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二十日

厚生労働大臣　武見　敬三
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

厚生労働省・国土交通省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省・国土交通省関係地域再生法施行規則（令和元年厚生労働省・国土交通省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　地域再生法（平成十七年法律第二十四号。以下「法」という。）第十七条の三十六第二項の厚生労働省令・国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　認定市町村（法第五条第十五項の認定（法第七条第一項の変更の認定を含む。）を受けた市町村（特別区を含む。）をいう。以下同じ。）が、地域住宅団地再生事業計画（法第十七条の三十六第一項に規定する地域住宅団地再生事業計画をいう。以下同じ。）に同条第五項第十五号又は第十七号に掲げる事項を記載しようとする場合にあっては、地方運輸局長（同号に掲げる事項を記載しようとする場合にあっては、運輸監理部長を含む。） 二　（略） 2　認定市町村は、法第十七条の三十六第二十一項の規定により地域住宅団地再生事業計画に同条第五項第十一号に掲げる事項を記載しようとする場合又は同条第二十五項の規定により地域住宅団地再生事業計画に同条第五項第十三号に掲げる事項を記載しようとする場合において、当該認定市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要があると認めるときは、法第十二条第一項に規定する地域再生協議会に、当該関係者を構成員として加えることができる。	1　地域再生法（平成十七年法律第二十四号。以下「法」という。）第十七条の三十六第二項の厚生労働省令・国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　認定市町村（法第五条第十五項の認定（法第七条第一項の変更の認定を含む。）を受けた市町村（特別区を含む。）をいう。以下同じ。）が、地域住宅団地再生事業計画（法第十七条の三十六第一項に規定する地域住宅団地再生事業計画をいう。以下同じ。）に同条第四項第十一号又は第十二号に掲げる事項を記載しようとする場合にあっては、地方運輸局長（同号に掲げる事項を記載しようとする場合にあっては、運輸監理部長を含む。） 二　（略） 2　認定市町村は、法第十七条の三十六第十四項の規定により地域住宅団地再生事業計画に同条第四項第七号に掲げる事項を記載しようとする場合又は同条第十八項の規定により地域住宅団地再生事業計画に同条第四項第九号に掲げる事項を記載しようとする場合において、当該認定市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要があると認めるときは、法第十二条第一項に規定する地域再生協議会に、当該関係者を構成員として加えることができる。

附　則

この省令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十月一日）から施行する。